

特定外来生物対策法と海産・汽水産外来生物

岩崎 敬二 (奈良大・教養)

キーワード: 海産汽水産外来生物, 特定外来生物対策法, 生態系被害, 汚損被害

【はじめに:日本の海産汽水産外来生物】

日本では、国外から人為的に移入された外来生物が 2000 種以上も発見されています。その 3/4 にあたる約 1500 種は陸産・淡水産の植物で、昆虫が約 300 種(日本生態学会, 2002)。日常的な観察や調査が難しく、過去の発見記録も乏しい海産汽水産の外来生物の場合、これまでに 42 種が確認されるに留まっています。その半数の 22 種は船舶のバラスト水に混入したか船体に付着して侵入し、残りは養殖・蓄養・放流される水産物として輸入されたか、輸入水産物種苗に混入して移入されたものと考えられています(岩崎ほか, 2004)。

プランクトンステージを含む生活環を持つ外来生物は、淡水生物を含めても今のところ約 30 種しか確認されていませんが、その中には、ムラサキイガイ *Mitilus galloprovincialis* (二枚貝綱) やカサネカンザシ *Hydroides elegans* (多毛綱) などのように、過去から現在にわたって、在来生態系や水産業、エネルギー産業などに甚大な汚損被害をもたらしている種が含まれています(岩崎, 2005)。さらに、日本に移入すれば深刻な被害をもたらす可能性の高い種が、ヨーロッパや北米で猛威を振っています。1960 年代以降、日本では新たな外来海産汽水産生物が 10 年毎に 7-8 種のペースで発見されており(岩崎ほか, 2004)、このまま何の対策も取られなければ、今後このペースで外来種が侵入・定着し、さらなる被害を発生させることが強く懸念されています。

【特定外来生物対策法が施行される】

1990 年代以降、世界各地で外来生物に対する対策が進められていますが、日本ではようやく 2005 年 6 月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(「特定外来生物対策法」と略す)が施行されました。環境省と農林水産省が所轄官庁となったこの法律は、日本の在来生態系や農林水産業に深刻な被害を与えているか、その可能性のある外来生物を「特定外来生物」として指定し、その被害を防止するための措置と罰則を定めたものです。

外来生物に関する用語やその定義は、未だ分野によって様々で、世界的に統一されたものはまだありませんが、この法律では、明治時代以降に日本に人為的に導入または移入された(または移入される可能性のある)生物が「外来生物」と定義されました。

その中の 85 タクサ(1 科・11 属・73 種)が「特定外来生物」として指定され、輸入・移動・飼養・販売などが禁止されています。また、既に日本に定着した特定外来生物のうち、駆除が可能と考えられる種・場所については、駆除事業が実施されることになります。

【特定外来生物の偏り:海産汽水産外来生物は選定されず】

しかし、この 85 タクサの特定外来生物には、海産汽水産の外来生物が全く含まれていません。淡水産(またはもっぱら淡水域で被害を発生させる)無脊椎動物もわずか 7 タクサ(二枚貝のカワヒバリガイ属 *Limnoperna* とカワホトギスガイ属 *Dreissena*、十脚目のチュウゴクモズガニ *Eriocheir sinensis* と大型ザリガニ類の 2 属 2 種)にすぎず、バラスト水に混入して日本に移入される可能性のある外来生物は、わずかに 1 または 2 タクサ程度でしょう。以下のような基本方針(環境省・農林水産省, 2004)によって、外来水生無脊椎動物や外来プランクトンを、この法律の対象とすることは大変に難しいのです。

- (1) バラスト水に含まれる生物の移動に関しては本法の対象としない。(ただし、海域で特定外来生物の存在が確認された場合には、防除等の措置を検討する。)
- (2) 「特定外来生物」は在来生態系と農林水産業に大きな被害を発生させる生物であり、エネルギー産業に大きな損害を与える海産汽水産外来生物は、この法律では全く考慮されない。
- (3) 人や物資に付着または混入した非意図的移入については、本法の直接的な規制対象とはならない。

【新たな制度の確立や法律の制定が必要】

外来の海産汽水産生物やプランクトンの移入を阻止し、あるいはその被害を防止するためには、特定外来生物対策法とは全く別の方策で対処するしかありません。バラスト水中の生物や船体付着生物を適切に処理または管理する制度や、輸入水産物防疫制度などを早急に確立する必要があるでしょう。そのために研究者サイドで取り組むべき課題を掲げて、この発表を締めくくりたいと思います。

【引用文献】

岩崎敬二ほか(2004)日本ベントス学会誌, 59: 22-43.

岩崎敬二(2005)水環境学会誌, 28: 598-602.

環境省・農林水産省(2004)特定外来生物被害防止基本方針.

日本生態学会(編)(2002)『外来種ハンドブック』地人書館.